

令和 3 年 3 月 29 日

電力・ガス取引監視等委員会

九州電力株式会社に対する業務改善指導を実施しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、九州電力株式会社(代表取締役 社長執行役員 池辺和弘)に対して業務改善指導を行いました。

1. 概要

九州電力株式会社は、令和 3 年 1 月から同年 2 月までの間、宮崎県延岡市において、市内の関係者に対し、同市で設立が検討されている地域新電力の創業事業計画に関して、容量拠出金の影響が加味されていないことの説明等を行いました。

九州電力株式会社が九州地方において有する影響力に鑑みると、新規参入者の事業計画等について意見を述べ、又は説明等をする場合には、慎重かつ十分な配慮を要するものと考えられます。

本件は、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)違反に直ちに該当するものとは認められなかったものの、以上の見地から、九州電力株式会社が実施した説明の内容も考慮し、電力の適正な取引の確保を図るため、後記2のとおり指導を行いました。

なお、九州電力株式会社が、九州電力送配電株式会社から、他の小売電気事業者に係る情報を違法に入手し、上記試算に利用した事実は認められませんでした。

2. 指導の内容

今後、他の事業者の事業計画等に関し意見を述べ、又は説明等をする場合には、慎重かつ十分な配慮をすること

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

総務課長 恒藤

担当者: 今泉、長窪、前山、鈴木

電話: 03-3501-1355(代表)